

むつ市観光 DX 推進に伴う再エネを活用した情報発信
システムの導入可能性調査業務プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、むつ市観光 DX 推進に伴う再エネを活用した情報発信システムの導入可能性調査業務（以下「本事業」という。）に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施方法等について、必要な事項を定めるものとする。

2 プロポーザルの概要

- (1) 業務名 むつ市観光 DX 推進に伴う再エネを活用した情報発信システムの導入可能性調査業務
- (2) 業務内容 別紙「むつ市観光 DX 推進に伴う再エネを活用した情報発信システムの導入可能性調査業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。ただし、契約時に仕様書は、選定業者の提案内容に応じて一部変更することがある。
- (3) 業務期間 契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- (4) 場 所 むつ市内一円
- (5) 予算額 16,500,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限にする。ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものであることに留意すること。

- 3 担当部署（事務局） むつ市経済部 観光・シティプロモーション推進課
〒 035-8686 青森県むつ市中央一丁目 8 番 1 号
電話：0175-22-1111 FAX：0175-22-1373
電子メール：kankou@city.mutsu.lg.jp

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められるもので、適正な競争を妨げる恐れがないと認められるもの。

- (4) 国税及び地方税について滞納がないこと。
- (5) むつ市指名競争入札参加資格者指名停止要綱による指名停止を受けていないこと。
- (6) むつ市指名競争入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている者であること。

5 実施スケジュール

- (1) 公告
令和5年4月20日（木）から令和5年5月8日（月）まで
- (2) 質疑提出期限
令和5年4月26日（水）13時まで
- (3) 質疑回答
令和5年4月28日（金）まで
- (4) 参加申込
令和5年5月8日（月）15時まで
- (5) 第1次審査
令和5年5月8日（月）
- (6) 企画提案書等提出期限
令和5年5月15日（月）15時まで
- (7) 第2次審査
令和5年5月16日（火）予定
- (8) 結果通知
令和5年5月17日（水）予定

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質疑は、次の方法で提出すること。

- (1) 受付期限（提出期限を過ぎたものは一切受付しない。）
令和5年4月26日（水）13時まで
- (2) 質問方法（指定した方法以外での質問は一切受けしない。）
 - ①電子メールのみの受付とする。（それ以外での質問は一切受付しない。）
 - ②質問事項は、様式5に必要事項を記入し、前記3項に記載のあるメールアドレスに、件名を「むつ市観光DX推進に伴う再エネを活用した情報発信システムの導入可能性調査に関する質問」として、Wordデータのまま添付ファイルで送信すること。
- (3) 提出先
むつ市経済部 観光・シティプロモーション推進課 担当：真手
電子メール：kankou@city.mutsu.lg.jp

(4) 回答方法

- ①質問に対する回答は、令和5年4月28日（金）までに、質問者に対し、電子メールで回答を行うものとするが、その質問が仕様に対する質問など、質問者のみへの回答では公平性に影響があると判断される場合は、令和5年4月28日（金）までに随時、質問内容と合わせて、質問者名等をふせて、当市ホームページで公開する。
- ②電話、口頭による質問及び応募者数等に関する質問は一切受付しない。
- ③プロポーザル方式のため、各者が提案すべき内容や本プロポーザル評価に係る事項についての質問は回答しない。
- ④質問内容について不明な点がある場合は、質問者に対し事務局より電話で確認を行うことがある。
- ⑤質問回答書は、本実施要領及び仕様書等の追加又は修正として取り扱う。
- ⑥質問に対する回答への問い合わせ及び異議申し立ては、一切受付しない。

7 参加申込及び企画提案

(1) 参加申込

①提出書類

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 誓約書（様式2）
- ウ 会社概要（様式3）
- エ 業務実績調書（様式4）

※様式番号順に添付書類と合わせ左2か所ホチキス留めすること。

②提出方法

正副各1部を持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）

③提出期間

令和5年5月8日（月）15時まで

④提出先

むつ市経済部 観光・シティプロモーション推進課（前記3項の担当部署を参照）

(2) 企画提案

①提出書類

ア 企画提案書（様式6）

- ・本文様式は自由とし、A4版横書き20枚以内（表紙除く。）で、審査項目に基づき簡潔明瞭にまとめること。
- ・企画提案書の表紙（様式6）には、提案者名（企業名、代表者名等）を記載し、提案者が押印すること。ただし、提案者名の記載と押印は正本のみとして、副本の表紙（様式6-1）には、提案者名が類推できる記載はしないこと。

- ・企画提案書には、提案者名及び提案者が特定できる表現を用いないこと。

イ 業務実施（処理）体制図（任意様式）

ウ 見積書

- ・本事業に係る全ての事業費を見積ること。基本的に契約後の増額変更は、一切認めないので、漏れのないようにすること。
- ・見積金額は、消費税及び地方消費税額（10%）を加算の上、社印を押印し提出すること。
- ・見積項目は、人件費、事業費、一般管理費とし、それぞれの項目ごとに費用算出すること。なお、見積詳細を別紙として提出することを認める。

②提出部数

- ・企画提案書 正本1部、副本13部
- ・業務実施（処理）体制図 14部
- ・見積書 1部

③提出期間

令和5年5月15日（月）15時まで

④提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）

⑤提出先

むつ市経済部 観光・シティプロモーション推進課（前記3項の担当部署を参照）

8 審査方法等

(1) 第1次審査

第1次審査提出書類に基づき書類審査を行う。なお、参加者多数である場合は、5者程度を第1次審査通過者として選定する。

(2) 第2次審査

第1次審査により選定された事業者から第2次審査提出書類に基づきプロポーザル審査委員会が書類審査を行い、最優秀者1者を選定する。

(3) 審査項目及び配点

- | | | |
|----------|------------|---|
| ア 業務実績 | 50 / 50 点 | （同種類似業務の契約実績を評価） |
| イ 業務実施体制 | 30 / 150 点 | （円滑な業務遂行が見込まれる体制か評価） |
| ウ 業務実施手順 | 30 / 150 点 | （基礎調査及び検討項目について評価） |
| エ 工程 | 20 / 150 点 | （観光DXの実施スケジュール等について評価） |
| オ 提案内容 | 50 / 150 点 | （再生可能エネルギーを活用した観光DXの本格稼働に向けた取り組みについて評価） |
| カ 費用 | 10 / 150 点 | （提案に対して妥当な価格であるか評価） |

9 参加資格の審査・審査結果の通知

(1) 第1次審査

第1次審査を受けた者全員に対し、文書及びE-mailにより通知する。

(2) 第2次審査

第2次審査を受けた者全員に対し、文書により通知する。

(3) 審査の結果、選定されなかった事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日（土曜、日曜及び祝日を除く。）以内にその理由の説明を求めることができるものとする。

10 契約方法等

選定候補者に対し、優先契約交渉権が与えられ、むつ市と選定候補者は本業務の契約締結交渉を行う。

なお、契約にあたっての条件は、以下のとおりとする。

(1) 契約方法は、随意契約とする。

(2) 契約金額は、対象業務について仕様等の協議及び調整を行った上でむつ市の算出した金額とし、契約上限額16,500,000円以内（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

(3) 選定候補者に選定された者が、契約を辞退又は契約が不調となった場合は、次点者に契約交渉権が与えられるものとする。

11 その他留意事項

(1) 参加表明及び企画提案に要する経費は、応募者の負担とする。

(2) 本事業への提案は、1者につき1案とする。

(3) 提出書類は返却しない。

(4) 原則として提出後の提出書類の記載内容の変更を認めない。

(5) 参加表明後の辞退については、参加辞退届（任意様式）を提出すること。

(6) 参加資格を有する者が、審査までの間に次のいずれかに該当することとなったときは参加資格を喪失し、プロポーザルに参加することはできない。この場合、該当する者にその旨を通知する。

ア 参加資格要件を欠いたとき。

イ 提出した書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。

ウ プロポーザルに参加させることが、著しく不相当と認められるとき。

(7) 提出された企画提案書については、むつ市情報公開条例の規定による請求があった場合、第三者に開示することがある。ただし、提出者が事業を営む上で、競争上又は事業

運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合は、あらかじめ文書により申し入れすること。

なお、本プロポーザルに係る事業者の選定前において、決定に影響を及ぼす恐れのある情報については、決定後の開示とする。

- (8) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位については、日本語及び日本円とする。
- (9) 物資の調達等において、受注者の責めに帰さない事態が発生した場合には、都度協議を行い対応を検討する。